

## 相模原市民間障害福祉施設等運営費助成要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者が、障害者又は障害児に対するサービス向上及び地域に不足する事業等を促進し、質の高いサービスを障害者又は障害児に提供できるよう、障害者総合支援法第29条に規定する介護給付費、訓練等給付費又は児童福祉法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費(以下「介護給付費等」という。)に加算して指定障害福祉サービス事業者又は指定障害児通所支援事業者に助成することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間障害福祉施設等(以下「民間施設等」という。) 法人が運営する次の施設をいう。

ア 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。)のうち、いずれかを行う事業所

イ 児童福祉法第6条の2の2に規定する障害児通所支援事業(児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る。)のうち、いずれかを行う事業所

ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が指定されたア及びイに規定する施設のうち、当該施設の指定管理者に対し指定管理料が算定されていない事業所

(2) 利用者 相模原市長から障害者総合支援法第22条第1項又は児童福祉法第21条の5の7第1項の規定により介護給付費等の支給決定を受け、民間施設等と利用に係る契約をした者をいう。

(3) 実績加算 別表第1に掲げる者を受け入れた場合に、その対象者1人につい

て、加算単位に利用回数に乗じて算出する加算をいう。

(4) 支援体制加算 専門的な支援に対する職員配置等の体制に対し、利用者1人について、加算単位に利用日数に乗じて算出する加算をいう。

(助成要件等)

第3条 助成要件、加算単位等は、別表第1、別表第2-1及び別表第2-2に掲げるとおりとする。

2 助成の額は、別表第2-1に掲げる加算単位について、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)又は厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成24年厚生労働省告示第128号)に規定する算出方法により得られた額に、実績加算にあつては利用回数を、支援体制加算にあつては利用日数に乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

(助成対象)

第4条 助成の対象者は、障害者総合支援法第29条第1項又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する相模原市が指定した民間施設等を運営する法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、相模原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第10号)第4条の規定によりその例によることとされる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第50条、第58条(第93条、第162条、第171条、第184条、第197条、第202条及び第213条において準用する場合も含む。)、第78条、第115条、第156条、166条、第175条、第186条(第199条において準用する場合も含む。)、第192条第2項及び第208条、同条例第12条の規定によりその例によることとされる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第4条及び第23条並びに相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第11号)第4条の規定によりその例によることと

される児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第5条、第27条(第71条において準用する場合も含む。)及び第66条を満たしていない民間施設等を運営する法人については対象としない。

(申請)

第5条 助成を受けようとする法人の代表者は、該当する民間施設等ごとに相模原市民間障害福祉施設等運営費助成申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、毎年度市長の定める時期までに市長に提出しなければならない。

(1) 相模原市民間障害福祉施設等運営費助成申請内訳書

(2) 利用者名簿

(3) 事業所の状況

(4) 収支予算書

(5) 送迎に利用する車両の車検証(送迎加算を受ける場合に限る。)

2 民間施設等を運営する法人の代表者は、前項に規定する申請の内容について変更をしようとする場合は、前項の相模原市民間障害福祉施設等運営費助成申請書(第1号様式)に内容の変更が生じた書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、助成の諾否を審査し、相模原市民間障害福祉施設等運営費助成決定通知書(第2号様式)により事業者に通知するものとする。

(請求)

第7条 民間施設等を運営する法人の代表者は、かながわ自立支援給付費等支払システムにより請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、民間施設等を運営する法人の代表者は、障害児通所支援事業について請求をする場合は、市長に請求書を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 民間施設等を運営する法人の代表者は、相模原市民間障害福祉施設等運営費助成実績報告書(第3号様式)に次の書類を添えて、市長の定める時期までに提出しなければならない。

(1) 相模原市民間障害福祉施設等運営費助成実績内訳書

( 2 ) 利用者名簿(実績)

( 3 ) 収支決算書

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(相模原市重症心身障害者施設利用促進事業費助成要綱等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

( 1 ) 相模原市重症心身障害者施設利用促進事業費助成要綱(平成 1 8 年 4 月 1 日施行)

( 2 ) 相模原市障害福祉サービス事業医療従事者加算等助成要綱(平成 1 5 年 4 月 1 日施行)

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(暫定計画案作成費助成の適用期間)

2 暫定計画案作成費助成については、平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間に市が法第 2 2 条第 1 項の支給決定又は児童福祉法第 2 1 条の 5 の 7 第 1 項に規定する通所支給決定を行った場合に用いられた暫定計画案の作成について助成の対象とするものとする。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

- 1 処遇困難者加算は、事業種別に応じ要件欄に掲げる利用者とする。

業種別	要件
生活介護	障害支援区分が4以上である者又は50歳以上で障害支援区分が3である者
施設入所支援	
自立訓練	(1) 身体障害者手帳級別が1級又は2級である者 (2) 療育手帳の障害の程度がA1又はA2である者 (3) 精神障害者保健福祉手帳級別が1級又は2級である者
就労移行支援	
就労継続支援	

備 考

- 1 この表において障害支援区分とは、障害者総合支援法第4条第4項に規定する障害支援区分をいう。

- 2 この表において身体障害者手帳級別とは、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障害程度等級をいう。
- 3 この表において療育手帳の障害の程度とは、療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する障害の程度をいう。
- 4 この表において精神障害者保健福祉手帳級別とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級をいう。

別表第2 - 1 (第3条関係)

1 実績加算

助成要件	加算単位	対象となるサービス
別表第1に規定する処遇困難者を受け入れた場合に当該処遇困難者の入所、通所に応じ加算単位を1日1回算定する。	1日1人当たり29単位	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援
	1日1人当たり31単位	施設入所支援
障害支援区分が3以上で、認定調査項目のうち、別表第2 - 2の行動関連項目の合計が9点中8点以上かつ同項目中「自ら傷付ける行為」及び「他人を傷付ける行為」が「ほぼ毎日」に該当する利用者を受け入れた場合	1日1人当たり297単位	生活介護 自立訓練 短期入所
	1日1人当たり299単位	施設入所支援
	1日1人当たり304単位	共同生活援助
障害支援区分が3以上で、認定調査項目のうち	1日1人当たり60単位	生活介護 短期入所

ち、別表第 2 - 2 の行動 関連項目の合計が 9 点中 6 点以上の利用者を受け 入れた場合	1 日 1 人当たり 6 1 単位	施設入所支援
	1 日 1 人当たり 6 2 単位	共同生活援助
児童福祉法第 1 2 条第 1 項に規定する児童相談所 が重症心身障害者と認定 した利用者を受け入れた 場合 利用者新たに受け入 れた場合は利用開始日か ら 9 0 日間に限り所定単 位数を上乗せする	1 日 1 人当たり 5 8 2 単 位 1 日 1 人当たり 5 0 単 位	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援
児童相談所が重症心身障 害者と認定した利用者で あって「基本診療料の施 設基準等」における超重 症児(者)・準超重症児 (者)の判定基準により算 出された判定スコアが次 である場合		療養介護
( 1 ) 2 5 点以上の場合	1 月 1 人当たり 1 9 5 , 0 0 0 円	
( 2 ) 1 0 点以上 2 5 点 未満の場合	1 月 1 人当たり 1 3 0 , 0 0 0 円	
( 3 ) 1 0 点未満の場合	1 月 1 人当たり 1 0 4 , 0 0 0 円	
民間施設等が送迎サービ スをする場合(同一敷地 内の施設入所支援を利用	送迎サービスを利用する 者片道 1 人あたり 1 3 単 位	自立訓練 就労移行支援 就労継続支援

する場合を除く。)	送迎サービスを利用する者片道1人あたり23単位	生活介護
民間施設等が送迎サービスをする場合(主として重症心身障害児を通わせる事業所が重症心身障害児に対して送迎サービスをする場合に限る。)	送迎サービスを利用する者片道1人あたり40単位	児童発達支援 放課後等デイサービス
民間施設等が送迎サービスをする場合(重症心身障害者の送迎サービスをする場合に限る。)	送迎サービスを利用する者片道1人あたり50単位	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援
作業療法士、理学療法士、あんま、マッサージ師、機能訓練士、言語聴覚士等のうち必要な職員を配置し、利用者(身体障害者に限る。)に対し機能訓練を行った場合	1日1人当たり144単位	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援
民間施設等において、入浴サービスの提供をした場合(施設入所支援、共同生活援助を利用する者を除く。)	1日1人当たり22単位	生活介護 自立訓練

#### 備 考

この表において、次の(1)から(4)までに掲げる助成要件に重複して該当する場合は、いずれかの加算を算定するものとする。

(1) 別表第1に規定する処遇困難者を受け入れた場合

(2) 障害支援区分が3以上で、認定調査項目のうち、別表第2-2の行動関連項目の合計が9点中8点以上かつ同項目中「自ら傷付ける行為」及び「他人

- を傷付ける行為」が「ほぼ毎日」に該当する利用者を受け入れた場合
- (3) 障害支援区分が3以上で、認定調査項目のうち、別表第2 - 2の行動関連項目の合計が9点中6点以上の利用者を受け入れた場合
- (4) 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所が重症心身障害者と認定した利用者を受け入れた場合

## 2 支援体制加算

助成要件	加算単位	対象となるサービス
常勤職員の開所日1日の勤務時間に年間開所日数を乗じたものを1とした場合の専門職員の配置が次のとおりの割合である場合		生活介護(利用者が30名以下の事業に限る。)
(1) 医師の年間延べ勤務時間が0.5以上の場合又は看護師の年間延べ勤務時間が1以上の場合	1日1人当たり144単位	
(2) 看護師の年間延べ勤務時間が0.8以上の場合	1日1人当たり72単位	
(3) 看護師の年間延べ勤務時間が0.6以上の場合	1日1人当たり37単位	
(4) 栄養士を常勤換算1以上配置する場合(介護給付費等による栄養管理体制加算の該当民間施設等を除く。)(1人の栄養士が複数の施設、事業	1日1人当たり33単位 (施設入所支援に関して同加算を算定する者を除く。)	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援

<p>所を兼務し、助成要件を満たす場合は、主たる勤務地の施設、事業所のみ算定することができる。)</p>		
<p>指定障害者支援施設基準第4条に規定する指定障害者支援施設に置くべき従業員の員数に加え、夜勤を行う職員として指定障害者支援施設基準第4条第1項第6号に規定する生活支援員を1以上配置する場合</p>	<p>1日1人当たり32単位</p>	<p>施設入所支援</p>
<p>地域生活支援拠点等(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)第2の3に規定する地域生活支援拠点をいう。)の協力事業所が事前登録者を緊急に受け入れた場合</p>	<p>1日1人当たり140単位</p>	<p>短期入所</p>
<p>単独型短期入所事業を実施する場合</p>	<p>1日1人当たり140単位</p>	<p>短期入所(単独型に限る。)</p>
<p>前年度において当該指定就労移行支援事業所から就労(指定就労継続支援A型事業所への移行を除</p>		<p>就労移行支援</p>

く。)し、6月以上の期間継続して就労した者の人数が前年度の事業の定員に対し次の比率である場合(指定就労移行支援事業所が指定を受けた日から2年が経過する日の前日が属する年度末までは算定できないものとする。ただし、前年度の実績が(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は除く。)		
(1) 5割以上の場合	1日1人当たり33単位	
(2) 4割以上5割未満の場合	1日1人当たり22単位	
(3) 3割以上4割未満の場合	1日1人当たり11単位	
前年度において当該民間施設等から就労(指定就労継続支援A型事業所への移行を除く。)し、6月以上の期間継続して就労した者の人数が1以上の場合	1日1人当たり16単位	生活介護 自立訓練 就労継続支援
当該年度の前3年における平均工賃月額が前々年度における全国平均工賃月額を超えている場合	1日1人当たり25単位	就労継続支援B型

別表第2 - 2 行動関連項目

分類	項目	0.25点	0.5点	0.75点	1点
4 - 7	大声・奇声 を出す	まれに支援	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
4 - 18	こだわり	まれに支援	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
4 - 19	多動・行動 停止	まれに支援	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
4 - 20	不安定な行 動	まれに支援	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
4 - 21	自らを傷つ ける行為	まれに支援	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
4 - 22	他人を傷つ ける行為	まれに支援	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
4 - 23	不適切な行 為	まれに支援	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
4 - 24	突発的な行 為	まれに支援	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
4 - 27	反復的行動	まれに支援	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日